

# 確定申告のお知らせ

## 市民税・県民税申告の

平成 28 年分の所得税の確定申告、市民税・県民税の申告時期になりました。日時や必要書類を確認し、期限までに申告しましょう。期間中は窓口が大変混雑しますので、郵送による提出やインターネットを利用した申告がおすすめです。

《市民税・県民税申告書の提出および問い合わせ》  
伊奈庁舎税務課 ☎ 58-2111（内線 2305～2307）  
住所 〒 300-2395 つくばみらい市福田 195 番地

**重要!**

## 平成 28 年分の申告から「マイナンバー」が必要となります

マイナンバー制度の導入により、申告書を提出する方のマイナンバーの記載が必要になります。また、提出者の方だけでなく、控除対象配偶者や控除対象扶養親族の方などのマイナンバーの記載も必要となります。

申告手続きには『マイナンバーの記載』と『本人確認書類の提示または写しの添付』が必要です。

●**マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方**  
マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。



●**マイナンバーカードをお持ちでない方**  
次の2つの書類をご用意ください。

### 「番号確認書類」

- ・通知カード
- ・「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」（マイナンバーの記載があるもの）  
などのうちいずれか1つ



### 「身元確認書類」

- ・運転免許証 ・健康保険証 ・パスポート
- ・身体障害者手帳 ・在留カード  
などのうちいずれか1つ

## 国税庁からのお知らせ

### ◎確定申告書はパソコンで作成して郵送で提出！

#### ①「国税庁作成コーナー」へアクセス

パソコンやタブレット端末から「作成コーナー」で検索

#### ②申告書を作成

画面の案内に従って金額などをし、申告書などを作成

#### ③申告書を提出

自宅やコンビニのプリンタで印刷して郵送などで提出

#### 【Tax・作成コーナーヘルプデスク】

☎ 0570 - 01 - 5901

【作成コーナーの操作方法などに関するご質問】

◎月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日を除く）

#### 【ご相談・お問い合わせは、土浦税務署へ】

☎ 029 - 822 - 1100（自動音声案内）

〒 300-8601 土浦市城北町4番15号

詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

# ● 所得税の確定申告

## 市役所の会場では受けられない申告

次の㉗～㉙は市役所での申告受付ができませんので、土浦税務署で申告してください。

- ㉗ 分離課税（土地・建物、株式などの譲渡、上場株式などの配当所得、先物取引に係る雑所得など）の申告
- ㉘ 損益通算、繰越控除のある申告
- ㉙ 雑損控除の適用を受ける申告
- ㉚ 青色で確定申告を行う事業主の申告
- ㉛ 住宅取得資金などを連帯で借り入れしている方で、住宅借入金等特別控除の適用を受ける申告と住宅関連特別控除の適用を受ける申告
- ㉜ 平成 27 年分以前の確定申告、修正申告および更正の請求

# ● 市民税・県民税申告

所得税の確定申告が不要でも、医療費控除や源泉徴収票に記載がない控除を受ける方、または前年中の状況が次の①～⑧に該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。

- ① 事業所得（営業・農業・不動産など）・配当所得・雑所得があった方
- ② 給与所得者で、勤務先が「給与支払報告書」を市役所に提出されていない方  
※勤務先の給与担当者に確認してください。
- ③ 年末調整が済んでいる方で、給与所得以外の所得が 20 万円以下の方
- ④ 公的年金などの収入金額の合計額が 400 万円以下で、その他の所得が 20 万円以下の方
- ⑤ 市外に住所がある親族の扶養になっている方
- ⑥ 遺族年金、障害年金、失業保険などの非課税所得、または収入がなく、どなたの扶養にもなっていない方
- ⑦ 所得や扶養などの状況に制限のある公共サービスなどを受ける方
- ⑧ 上記①～⑦以外の方で所得証明書や金額が記載された非課税証明書の必要な方

## 申告に必要なもの

### ① マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードやマイナンバー記載の住民票の写しでも大丈夫です。ただし、身元確認書類が必要になります。

### ② 印鑑（スタンプ式は不可）

### ③ 金融機関の口座番号の分かるもの（申告者本人名義のもの）

### ④ 収入が分かる書類

・給与、年金などの源泉徴収票（原本）

※複数ある場合は、すべてが必要です。例年、複数あるうち一部をお忘れの方がいらっしゃいます。ご注意ください。

・生命保険などの満期保険金・解約返戻金を受け取った方は、その支払通知書

・外交員報酬、原稿料、講演料などの収入がある方は、その支払調書

・営業や農業、不動産などの所得がある方は、事前に必ず収支内訳書を作成し、領収書などとあわせて持参してください。

《収支内訳書が作成されていない場合には、申告を受付できません》

### ⑤ 生命保険、地震保険、社会保険料（国民年金など）の控除証明書、納付済証明書

### ⑥ 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書および保険などで補填された金額の明細書

・診療を受けた人・医療費の支払先ごとに領収書を整理し、計算を済ませた内訳書を作成してください。

・介護サービス費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。

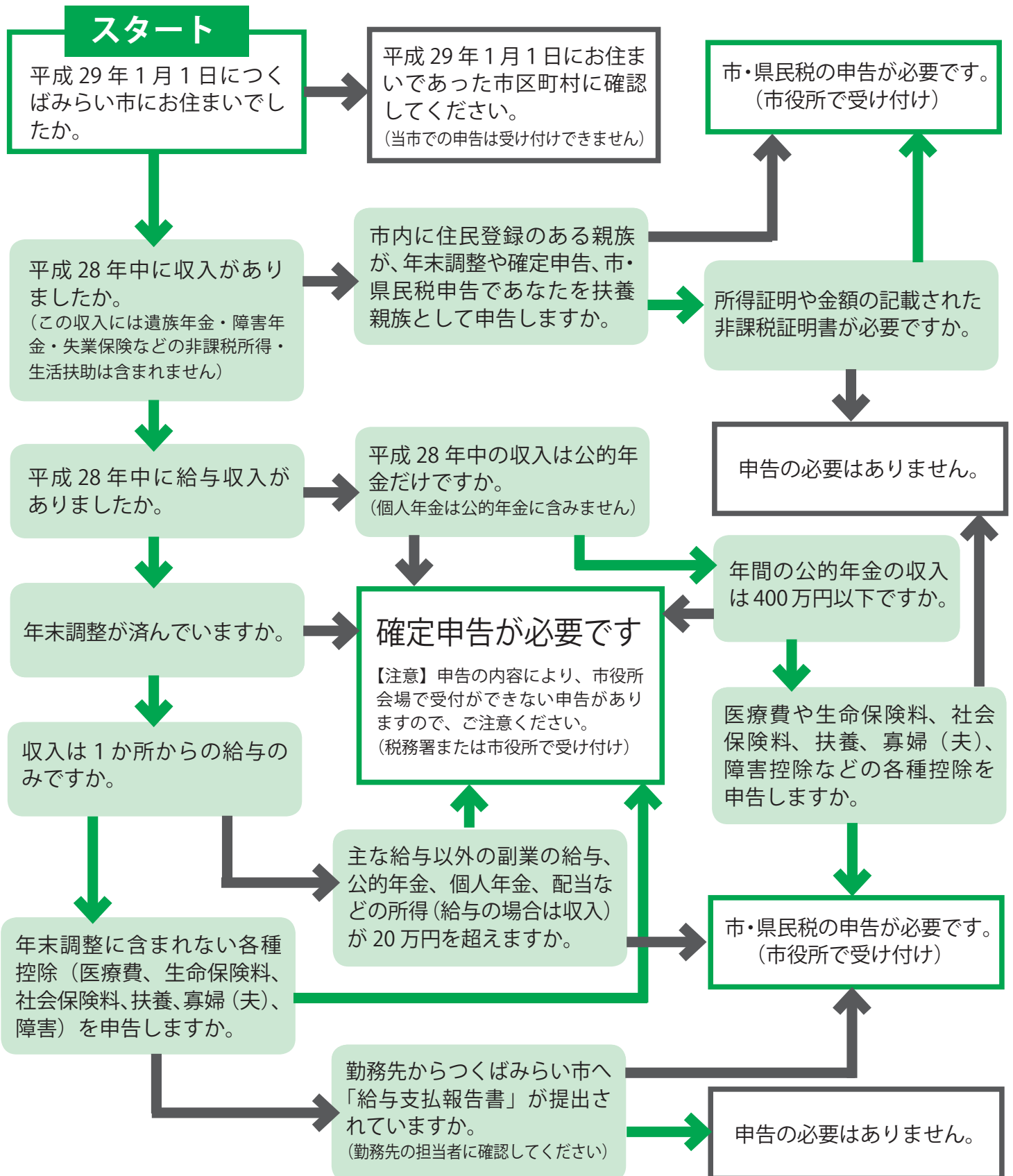
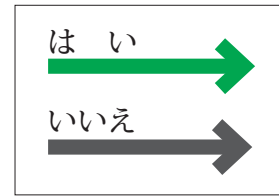
・医療費控除におむつ代を含める場合は、医師の証明する「おむつ証明書」が必要になります。

※2年目以降は、介護福祉課で発行する「おむつ代の医療費控除証明書」で代用できます。

### ⑦ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、介護認定を受けている方は障害者控除認定書など

# ● 申告フローチャート

フローチャートの結果を参考に、申告が必要な方は期限までに申告してください。このフローチャートは一般的な例です。ご不明な点は税務課市民税係までお問い合わせください。



# ●申告相談は2月10日(金)～3月15日(水)まで

(2月10日(金)～2月15日(水)は、収入が公的年金のみの方が対象です)

## 【申告受付時間】

午前の部 午前8時30分～11時

午後の部 午後1時～3時30分

◎午前7時30分から番号札を配布します。

●伊奈庁舎…庁舎西側(図書館側)入口前

●谷和原庁舎…正面入口前

## 【申告会場】

伊奈庁舎…2階会議室1・2

谷和原庁舎…2階第1・2会議室

※午前8時30分から申告相談となりますので、開始10分前には番号札を持って申告会場までお越しください。

※午前8時以降の番号札の配布場所は、伊奈庁舎および谷和原庁舎とも2階申告会場前となります。

※伊奈庁舎駐車場は旧庁舎解体工事のため、ご不便をおかけいたします。ご協力の程よろしくお願いたします。

期日	会場	伊奈庁舎2階会議室1・2	谷和原庁舎2階第1・2会議室
		対象地区	対象地区
2月10日(金)		小張・豊地区(収入が公的年金のみの方)	十和・福岡地区(収入が公的年金のみの方)
2月13日(月)		谷井田地区(収入が公的年金のみの方)	小絹地区(収入が公的年金のみの方)
2月14日(火)		三島・東地区(収入が公的年金のみの方)	谷原地区(収入が公的年金のみの方)
2月15日(水)		板橋地区(収入が公的年金のみの方)	みらい平地区(収入が公的年金のみの方)
2月16日(木)		【東地区】全地区	【小絹地区】細代、杉下、寺畑、筒戸、平沼
2月17日(金)		【谷井田地区】山谷、上平柳、中平柳、下平柳	【小絹地区】細代、杉下、寺畑、筒戸、平沼
2月19日(日)		【市内全地区】	【市内全地区】
2月20日(月)		【谷井田地区】谷井田	【小絹地区】細代、杉下、寺畑、筒戸、平沼
2月21日(火)		【谷井田地区】谷井田	【小絹地区】小絹、西ノ台、西ノ台南
2月22日(水)		【谷井田地区】谷井田	【小絹地区】小絹、西ノ台、西ノ台南
2月23日(木)		【小張地区】全地区	【小絹地区】絹の台
2月24日(金)		【小張地区】全地区	【小絹地区】絹の台
2月26日(日)		【市内全地区】	【市内全地区】
2月27日(月)		【小張地区】全地区	【福岡地区】全地区 / 【十和地区】全地区
2月28日(火)		【板橋地区】伊奈東	【福岡地区】全地区 / 【十和地区】全地区
3月1日(水)		【板橋地区】伊奈東	【福岡地区】全地区 / 【十和地区】全地区
3月2日(木)		【板橋地区】南太田、狸穴、大和田、野堀、神生	【谷原地区】全地区
3月3日(金)		【板橋地区】南太田、狸穴、大和田、野堀、神生	【谷原地区】全地区
3月6日(月)		【板橋地区】板橋、高岡、武兵衛新田	【谷原地区】全地区
3月7日(火)		【板橋地区】板橋、高岡、武兵衛新田	【みらい平地区】全地区
3月8日(水)		【豊地区】全地区 / 【三島地区】全地区	【みらい平地区】全地区
3月9日(木)		【豊地区】全地区 / 【三島地区】全地区	【みらい平地区】全地区
3月10日(金)		【豊地区】全地区 / 【三島地区】全地区	【みらい平地区】全地区
3月13日(月)		指定日に申告できない方	指定日に申告できない方
3月14日(火)		指定日に申告できない方	指定日に申告できない方
3月15日(水)		指定日に申告できない方	指定日に申告できない方

※対象地区が異なる日でも申告できます。

※対象地区に関係なくどちらの庁舎でも申告できます。

≪市民税・県民税申告書の提出および問い合わせ≫  
 伊奈庁舎税務課 ☎ 58-2111 (内線 2305～2307)  
 住所 〒 300-2395 つくばみらい市福田 195 番地